

子育て世帯への臨時特別給付について

国の新たな経済対策である、子育て世帯に対する18歳以下1人当たり10万円相当の支給については、11月市会において補正予算を御議決いただきました。

こちらについては、国から示された枠組みに沿って、年内に5万円の現金給付を開始し、来年春の卒業・入学・新学期に向けて5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うよう、作業を進めていたところですが、12月13日の国会審議における政府答弁において、給付方法等の新たな枠組みが示され、12月15日付けで国から事務連絡がありました。

本市では、子育て世帯に対して迅速かつ適切な給付を行うため、10万円の現金を一括給付することとし、以下のとおり取組を進めていますので、御報告します。

1 国から示された新たな枠組み

(1) 給付方法

自治体の判断により以下の3パターンの給付方法が可能。

① 現金10万円を一括給付

※ 年内の5万円（先行分）の現金給付と追加の5万円相当の給付を合わせて10万円の現金を一括で給付する運用も選択肢とする。

② 現金5万円を2回給付

③ 現金5万円、クーポン5万円分を2回に分けて給付

(2) 判断基準

クーポンではなく現金給付とすることについて、一律の基準を設けて審査を行うことはしない。

(3) 国補助金

給付対象者や給付金額等が適切なものである場合に限り、事後的に補助金を交付する。

(4) 事前通知の取扱い

既に給付対象者へ先行分5万円の受給の意思確認が取れていれば、追加の5万円を合わせて10万円を一括給付する場合でも、再度通知を发出して意思確認を行うことまでは求めない。

2 本市の実施方法

上記「1」を受けて、当該給付が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として実施されるものであること、追加の5万円相当の給付について、来春の卒業・入学・新学期に向けた支援であることを踏まえると、できる限り早く対象者に給付することが、当該給付金の趣旨に合った効果的な対応であると判断し、現金、クーポンを分けることなく、現金で10万円一括して給付することとしました。

また、12月23日に給付予定の令和3年9月分児童手当（特例給付除く）受給者へは、12月12日から事前通知を送付していますが、国の新たな方針が示される前に発送していたため、事前通知の記載は「児童1人当たり5万円」となっています。

こちらについては、国から、追加の5万円と合わせて10万円の一括給付を行う場合でも再通知が不要であると示されたため、再通知は行いませんが、周知広報や電話対応において、市民が混乱することのないよう丁寧な対応に努めてまいります。

3 給付対象児童と給付手続き・給付時期

	手続	金額	給付時期
(1) 令和3年9月分児童手当（特例給付除く）受給者	申請不要	10万円	12月23日（予定）
(2) 新生児の保護者	申請不要	10万円	児童手当の支給決定後、事前通知を行い支給
(3) 高校生世代の保護者	申請要	10万円	申請受付後、順次支給
(4) 公務員	申請要	10万円	申請受付後、順次支給

※ (3)、(4)は、1月以降、受付を開始します。なお、対象と見込まれる世帯については、本市保有データから対象者を抽出し、1月以降順次、個別に郵送で周知を行います。

4 周知広報

申請が必要な対象者には、個別に郵送で周知を行いますが、区役所・支所でのチラシ配架や、ホームページへの掲載等でも、周知を行います。

5 コールセンター及び事務局の設置

問い合わせについては、既にコールセンターを設置しており、申請書の受付、審査を行う事務局については、1月以降に準備が整い次第、開設します。

6 所要額（概算）

給付費：約180億円（10万円×18歳以下約18万人）

事務費：約 2億円

計：約182億円

※ 給付費・事務費ともに全額国庫負担